

山口県市町総合事務組合の財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合が離脱することに伴う財産処分について、次のように定める。

養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合に帰属させる財産は、次のとおりとする。

当該組合が、山口県市町総合事務組合同規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 2 号の事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金の額と、当該組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則（平成 18 年規則第 28 号）第 6 条に規定する額を加算した額との差額

以上のとおり協議を行った。

平成 29 年 3 月 28 日

● ● ● ● ● 長
● ● ●
●
●
●

朱印

